

乳幼児医療費支給事業県費補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 県は、乳幼児の保健の向上と福祉の増進を図るため、別表の乳幼児医療費支給事業欄に掲げる事業（以下「事業」という。）を行う市町に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成15年香川県規則第28号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率)

第2条 補助金の交付の対象となる経費は、事業に要する別表の補助対象経費欄に掲げる経費とし、補助率は当該経費の2分の1以内とする。

2 前項により算定した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする市町は、乳幼児医療費支給事業県費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、毎年度4月末日までに知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業計画書（別紙1-1）
- 二 乳幼児医療費支給事業県費補助金所要額調（別紙1-2）
- 三 事業に係る条例、規則等
- 四 事業に係る歳入歳出予算の抜粋
- 五 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、前条の補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定して、その旨を当該市町に通知するものとする。この場合において、必要があると認めたときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

(補助金の交付申請の変更等)

第5条 前条の補助金の交付決定を受けた市町（以下「補助事業者」という。）は、事業の実施について、補助金の交付申請の内容に変更を生じたときは、乳幼児医療費支給事業県費補助金変更交付申請書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業県費補助金所要額変更調書（別紙2-1）
- 二 事業に係る歳入歳出予算の抜粋
- 三 その他知事が必要と認める書類

2 前条の規定は、前項の申請があった場合に準用する。

(事業の実施状況及び実施見込の報告)

第 6 条 補助事業者は、毎四半期分の事業の実施状況を乳幼児医療費支給事業実施状況報告書（第 3 号様式）により翌月の 10 日までに知事に報告しなければならない。

2 第 3 四半期分の事業の実施状況の報告にあつては、当該年度の事業の実施見込を乳幼児医療費支給事業実施見込報告書（第 4 号様式）によりあわせて報告しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 補助事業者は、事業を完了したときは、当該年度の 3 月末日までに、乳幼児医療費支給事業実績報告書（第 5 号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 乳幼児医療費支給事業県費補助金精算書（別紙 5-1）
- 二 乳幼児医療費支給事業支出状況調（別紙 5-2）
- 三 事業に係る歳入歳出決算の見込
- 四 その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の実績報告があつた場合において、当該実績に相当する補助金の額を変更する必要があるときは、当該実績報告をもって補助金の変更交付申請とみなす。

（補助金の額の確定等）

第 8 条 知事は、前条第 1 項の実績報告があつたときは、これを審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（補助金の概算払）

第 9 条 知事は、特に必要があると認めるときは、補助金の概算払いをすることができる。

（検査等）

第 10 条 知事は、必要に応じ、事業の遂行に関し報告を求め、又は職員に書類の内容について検査させ、その他必要な指示をすることができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第 11 条 知事は、補助事業者が、次の各号の一に該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 この要綱の規定に違反したとき
- 二 補助金の交付の決定に付された条件に違反したとき
- 三 補助金を事業以外の用途に使用したとき

2 前項の規定は、第 8 条の交付すべき補助金の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 12 条 知事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、

当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 6 月 22 日から施行し、平成 5 年度乳幼児医療費支給事業県費補助金交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、同日において現に対象乳幼児である者に係る同日以降の医療費について適用する。
- 2 平成 13 年度及び平成 14 年度に交付する補助金については、3 歳児から 6 歳未満児に係る補助対象経費から算定した補助金の額に、平成 13 年度にあつては 100 分の 20 を、平成 14 年度にあつては 100 分の 10 を加算した額とする。この場合において、算定した補助金の額及び加算した額に千円未満の端数があるときは、その端数の額を切り捨てるものとする。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表補助対象経費欄の改正規定（「並びに医療保険各法に規定する入院時食事療養費の額及び」を「及び医療保険各法に規定する」に改める部分に限る。）は、平成 17 年 8 月 1 日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 1 日から施行し、同日以後に受ける医療の給付分から適用する。

別表

乳幼児医療費支給事業	補助対象経費
<p>次に掲げる者（本表中「助成対象者」という。）の保護する対象乳幼児が、医療保険各法による医療に関する給付を受けた場合において、市町が当該医療に要した費用の一部を支給する事業</p> <p>助成対象者</p> <p>1 次に掲げる乳幼児（生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている乳幼児を除く。本表中「対象乳幼児」という。）の保護者（親権を行う者、後見人その他の者で対象乳幼児を現に監護する者）であること。</p> <p>一 県内の市町の区域内に住所を有する者</p> <p>二 医療保険各法の規定により医療に関する給付を受けることができる者</p> <p>三 満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>2 前年の所得（1月から5月までにあつては前々年の所得）が国民年金法施行令等の一部を改正する政令（平成11年政令第162号）による改正後の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）第11条の規定により読み替えられた同令第1条に定める所得の額に満たない者。</p>	<p>助成対象者が、その保護する対象乳幼児について医療保険各法による医療に関する給付を受け、当該医療に要した費用の額（健康保険法第76条第2項の規定による厚生労働大臣の定め例によって算定した額（医療保険各法又はその他の法令の規定に基づき、これと異なる基準によることとされている場合にあっては、その基準によって算出した額）及び医療保険各法に規定する訪問看護療養費の額）の一部について負担すべき額（次に掲げる1又は2の給付が行われるときは、その給付相当額を控除した額とし、2の支給又は3の支給の制度があるときは、その支給相当額を控除した額とする。）並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第5項及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第21条の4第1項による自己負担額に相当する額を支給するのに要する経費。</p> <p>1 医療保険各法に基づく家族療養費附加給付</p> <p>2 他の法令等に基づき国又は地方公共団体が負担する給付又は支給する医療費</p> <p>3 医療保険各法に基づく高額療養費</p>

この表において医療保険各法とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）及び地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）をいう。